

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（平成16年度第1回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成17年1月27日（木） 午後6時00分～8時12分
開催場所	萌え木ホール A会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	1人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長あいさつ 2 委嘱状の交付 3 自己紹介 4 委員長の互選について 5 副委員長の互選について 6 市民参加条例の概要について 7 推進会議の運営等について 8 市民参加条例運用状況等について 9 次回推進会議の開催日について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 小金井市市民参加条例等概要 2 小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則 3 市民参加条例対象の附属機関等一覧 4 市民参加条例関係附属機関等について（新設した附属機関等） 5 "（改選した附属機関等） 6 "（公募した附属機関等）
その他	

平成16年度第1回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成17年1月27日(木)午後6時00分～午後8時12分

場 所 萌え木ホールA会議室

出席委員 12人

委員 長 室 井 敬 司 委員

副 委 員 長 水 谷 多加子 委員

井 村 穰 委員 木 村 雄 喜 委員

土 井 利 彦 委員 野 瀬 ふみ子 委員

大 賀 英 二 委員 増 田 章 夫 委員

森 田 真 希 委員 尹 龍 澤 委員

吉 岡 伸 一 委員 白 石 隆 男 委員

市 長 稲 葉 孝 彦

事務局職員

企 画 課 長 伊 藤 茂 男

企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 川 合 修

企 画 課 主 査 三 浦 真

企 画 課 企 画 調 整 係 主 事 高 橋 弘 樹

傍 聴 者 1人

(午後6時00分開会)

企画課長 大変お待たせいたしました。ただいまから、平成16年度第1回市民参加推進会議を開催いたします。なお、現時点では委任状交付が行われる前でございますので、正式には市民参加推進会議ではございませんけれども、委嘱も含めまして、市民参加推進会議に準じた会議と位置づけまして、進行させていただきます。

本日は大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。委嘱が終わり、委員会が始まるまでの司会進行を務めます企画課長、伊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

初めに、稲葉小金井市長からごあいさつをさせていただきます。市長よろしくお願いたします。

稲葉市長 皆さん、こんばんは。今日はお忙しい中を第1回の市民参加推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。早いもので、平成17年が1月も、もう終わろうとしております。このようなお忙しい中、ご出席をいただきましてありがたく思っております。市政の主役は市民ですという市民参加条例、平成13年8月から平成14年10月まで、12回にわたる策定委員会でのご議論をいただき、条例案を答申をいただきました。平成15年3月の第1回定例会に市長案として提案し、平成15年6月の第2回定例会で一部修正の上、議決されました。庁内での準備期間等もあり、平成16年4月1日から施行しているところでござい

ます。市民の皆様のさまざまな意見を市政に反映し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するために、この条例が活用されることを願っております。

今回、皆様にお集まりいただきました市民参加推進会議は、市民参加条例の適正な運用状況を審査するための機関として設けるものでございます。また条例が施行されて1年というところで、まだまだいろいろご意見もおありのことかと思っております。委員の委嘱に当たりまして、皆様に、推進会議のご意見等をいただくことをお願いしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

企画課長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで市民参加推進会議委員の委嘱状の交付を行います。

(委嘱状交付)

企画課長 以上で委嘱状の交付を終了いたします。なお、推進会議の委員の任期につきましては、本日から2年間となります。それから、お手元に承諾書が置いてあると思いますので、承諾書と報酬の口座振込依頼書につきましては、お帰りの際、提出をお願いいたします。

それでは、本日は第1回目の会議ということでございますので、ここで各委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。では、順番にお名前を申し上げますので、1人ずつ自己紹介ということでお願いいたします。

最初に、学識経験者委員の室井先生の方からお願いいたします。

室井委員 初めまして。亜細亜大学の室井敬司と申します。専攻は行政法です。小金井市さんは亜細亜大学にほぼ近接しておりまして、身近に感じております。今後ともよろしく願いいたします。

企画課長 続きまして、学識経験者委員の尹委員、お願いいたします。

尹委員 創価大学の尹龍澤です。専門は室井先生と同じく、行政法を教えております。小金井市と私は直接の関係はないんですが、実は私、学生時代にバイトで小金井にいます西友で少しバイトしたことがありまして、何か奇遇だなと思いながら今日は出席させていただきました。よろしく願いいたします。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の井村委員、お願いいたします。

井村委員 井村と申します。貫井南町に住んでいますけれども、職業は丸井という会社にもともと勤めて、駅前の丸井ですけれども、そこに今もいるんですけれども、出向を今してまして、百貨店とかスーパーの組合の業界団体みたいなところで、そこでまちづくりの政策をつくるというのが仕事でございます。特に、政策をつくるだけではなくて、いろんな町に行って地域興しみみたいなことをちょっとやっておるということです。今まで、自分の住んでいるところでそういうことをやっていないので、住んでいるところでもこういう市民参加みたいなところを参加したいなと思ひまして応募しました。よろしく願いいたします。

企画課長 ありがとうございました。

続きまして、市民委員の木村委員、お願いいたします。

木村委員 木村でございます。本町二丁目に住んでおりまして、小金井市に住んで20年ぐらいになりました。仕事は組合関係で、団体の職員ということになりますが、勤務地が川崎の方なものですから、かなり時間がかかるんですが、小金井の環境がいいのでなかなか離れられずに勤めています。よろしく願います。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の土井委員、お願いいたします。

土井委員 土井でございます。住んでいるのは貫井北町でございます。職業は非常に説明しにくくて、まちづくりもやれば、かつては山村の振興の問題、それとか、実はミュージアムのマネジメント、これは学会の方に入っております。ということで、まちづくりであろうがミュージアムであろうが、いろいろな形で顔を出しております。小金井市ではまちづくり条例の市民会議に属していたり、あるいは環境の市民会議にも属しております。一応、細々ながらは市民活動をやっております。よろしく願います。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の野瀬委員、お願いいたします。

野瀬委員 野瀬といいます。東町に住んでいます。小金井は20年ぐらい前に、学生時代に住んでいたこともありまして、今、子育てをしながら10年住んでいます。私は2人の子供を育てながら、子育てサークルや、あと仕事が鍼灸師で体を診たりする仕事ですので、そういう、特に体の弱い方たちが自分たちで元気になっていくということをお手伝いしたくて、そういう活動をしてきました。今回は、私自身はこういう場は本当に久しぶりで、とても緊張してしまうんですけども、何か、もう少し住みやすいまちづくりということのお手伝いできればと思ひまして公募をしました。よろしく願います。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民委員の水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 水谷多加子と申します。東町に住んでおります。子供が4人、育てております。転勤で小金井に引っ越してきました、もう5年半になりました。職業といいますか、主婦をやりながら、小金井の子育て支援の関係の活動をしております。主にはK O K Oぶれすという子育て情報誌、これなんですけど。と、あと東センターの方で乳幼児のお母さんたちが集まる場の子育て広場をやっております。今N P Oにもしようということで、半分仕事なのか市民活動なのかわからないような状態で毎日忙しくやらせていただいております。よろしく願います。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の大賀委員、お願いいたします。

大賀委員 私は小金井に来て30年ほどになります。都内で生まれまして、こちらに引っ越してきたということですが、前原町に住んでいます。私は団体の公募ということで、小金井平

和ネットという市民サークルで活動してきまして、今回、この推進会議の団体公募の枠が3名あるということを知りまして、小金井平和ネットの中でも議論した上で、1人応募しようじゃないかということになりまして、応募させていただきました。私は小金井平和ネットの中では、特に代表ということで活動しているわけではないんですが、一応結成の当初から小金井の中で平和活動を進めていきたいということで活動しておりました。

あと、市民参加条例に関しましても、実は2001年の9月から、たしかこの市民参加条例の策定委員会というのがありまして、それが始まったという記憶なんですけど、それに私は個人として応募しまして、そのときは策定委員をさせていただきまして、10人の委員の方と一緒に条例の策定作業に携わったという経過です。お手元にこの冊子がありますが、これの一番最後のページから1つ手前に策定活動、委員の活動を終えてというところに、私のつたない文章ですが一言書いてありますので、ごらんになっていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の増田委員、お願いいたします。

増田委員 増田です。よろしくをお願いします。私は貫井北町、多分土井さんのすぐ近くのんですが。小金井に来て40年。一応、小金井の小学校と中学校は卒業していると。この仕事、職業ですけども、職業は仏師です。たまたま団体代表ということなんですけども、私のかかわった福祉団体で、リハビリを兼ねて、また障害者の生きがいですね。ということで仏像を教えたのがきっかけで、かれこれ20年ぐらいいやっています、その中で文化協会という市民の芸術文化愛好者団体の集まりなんですけども、現在30団体で約2,000名近い会です。その設立からかかわっていきまして、ずっと事務局長をやりっ放しで、次待っているんですけども。そういう意味で市民まつりの委員長もやっていますし、市民参加という意味では、市と、仏家ですから、余り行政の方に口を出してもらいたくないんですけども、強いて言えばお金を出してもらいたいんですけども。そういう意味で市民参加型でいろいろはやってきているんですけども、少しでも文化、これから特に高齢化を迎えますので、文化もある面で福祉的な要素がございまして、やっぱり文化活動をしているお年寄り、非常にお元気なんです。私も彫刻をしていますけど、やっぱり指先を使う人とか、全然違いますので、ですからそういう意味ではこれから文化とか生涯学習とか、こういうものが非常に大事な時代になってくるんだろうなと思っています。そういう形の中で文化協会の活動もあるとともに、市の、行政の方でもう少し力を入れてほしいという思いもありまして、市民参加という、今回のこういう難しい会議には私は向いていないかと思うんですけども、そういう立場からいろいろお話をさせていただければなと思います。よろしくをお願いします。

企画課長 ありがとうございます。

続きまして、市民団体代表委員の森田委員、お願いいたします。

森田委員 森田真希と申します。どうぞよろしくをお願いします。前原町で特定非営利活動法

人、子どもとお年寄りの家「鳩の翼」の代表をしております。子育て支援事業と介護保険事業をやっているんですが、ケアプラン相談所とデイホーム、それから子どもの家を運営しています。といいましても、実際には古い木造一軒家を借り切って、0歳から98歳のお年寄りが同じ時間と同じ場を共有できる、そういう場を今運営しております。どうぞよろしく願いいたします。

企画課長 ありがとうございます。

次に、市職員の吉岡委員、お願いいたします。

吉岡委員 皆さん、こんばんは。今、ご紹介いただきました市民参加条例の市に勤務する職員ということで、4号委員ということで、この会に参加をさせていただきます吉岡でございます。市の企画財政部長を担当してございますが、私前任は企画課長でございまして、先ほどあちらの大賀委員さんがご紹介されましたように、策定委員会の中で大変な、委員さんにご苦勞をさせていただきますして、条例を提案をさせていただきます、このような条例を可決をしたということでございます。今後、この推進会議の中には、市に勤務する職員ということで、行政側の立場に立った意見ということが中心になるかと思えますけど、皆さん方とともに、市民参加の推進を図るために頑張ってもらいたいと思えますので、よろしく願いいたします。

企画課長 ありがとうございます。

次に、市職員委員の白石委員、お願いいたします。

白石委員 総務部長を務めております白石です。内容的には、今、企画財政部長の方からいろんな形でお話を申し上げましたように、そういうような立場でこの会議に参加をしていますので、発言等をしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

企画課長 ありがとうございます。

引き続きまして、この推進会議の事務局の職員を紹介させていただきます。事務局は小金井市役所の企画課が担当いたします。

企画課長補佐の川合です。

企画課長補佐 川合です。よろしく願いいたします。

企画課長 企画課主査の三浦です。

企画課主査 三浦です。よろしくお願いいたします。

企画課長 企画課主事の高橋です。

企画課主事 高橋と申します。よろしくお願いいたします。

企画課長 最後になりましたけれども、企画課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

これより、第1回目の委員会となります。正副委員長の互選につきましてよろしく願いいたします。座長の方を吉岡委員、よろしくお願いいたします。

吉岡委員 では、よろしく願いいたします。委員長が決まるまで、私が仮座長ということで進めさせていただきます。座ったままでやらせていただきます。

それでは、初めての委員会でございますので、委員長が決まるまで市職員の私、吉岡の方で進行役を務めさせていただきます。

直ちに議事に入ります。

議題は、委員長の互選についてでございます。委員長の選出につきましては、市民参加条例第21条第3項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。自薦、他薦、結構でございます。できましたら、学識経験委員の中から選出をさせていただけたらと考えてございますが、いかがでございますでしょうか。

大賀委員 私は市民公募の委員が5名いるので、団体は別としまして、5名の方々のうちから選んでいただくのがいいのではないかというふうに思うんですが、特に、特段の理由ではないんですが、学識経験の方はお2人ですし、その方が1人座長になると、普通に発言される方が座長以外の方がお1人になってしまうということもありますし、市民の方で、公募で出てきていらっしゃる方が5人いますので、その中から1人、適任者がいればそちらから決めていただくのが私はいいいんではないかというように思うんですが。皆さんのご意見もお聞きした上で決めていただきたいと思います。

吉岡委員 ただいま、大賀委員の方からそのようなご提案がございました。いかがいたしましょうか。公募委員さんと申しますか、このような形で、今日12名、市長の方から委嘱をさせていただきます。全体の中から1名の委員長をお願いするということではいかがでしょうか。

大賀委員 今、私の意見は、仮の座長さんがおっしゃった、学識経験者の中から出されるというふうにおっしゃったので、そういう選び方はよくないのではないかというふうに言ったので、もちろん全体の中から選ぶというのは当然だと思いますが、とりあえず学識の2名の中からということになしに、もしそういうこと言うのであれば、公募の5名の中からという方がより妥当ではないかという考えを持っただけです。

吉岡委員 そういう意味も含めまして、選出母体の枠を超えて、全体の中から委員長、それから副委員長を選出をすることでお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

増田委員 結構でございます。最初からそちらの方で指名するというやり方はちょっとまずいなと私も感じました。そういうことの中で、私の方から言うとどちらかになっていただいた方が、私も専門的な知識ほとんどありませんので、どういう形でこの委員会、会議を運営していくかわかりませんが、かなり効率的なこともできたり、それから現場の話もしたりするのだと思います。その中で、最終的にはこれは意見をまとめたり提言出すのかよくわかりませんが、そういう意味では、やっぱり知識が豊富な学識経験者の中から委員長をぜひお願いしたいと。私はそう思います。

土井委員 すみません。学識の方とはいえ、実は皆さんどうということおやりになっているか、とんと皆目、検討がつかえません。つかない中で選んでいくという形のものというのは非常に難しいものですね。

それとあと1つ、今おっしゃった最近の流れといたしまして、必ずしも専門家そのものが全体のまとめをやっていくという形とは違ってきております。これは科学技術におきましても、かつては専門家任せという形のものが出てきましたけども、まさに市民参加というのは市民が主体であるという形で、いわゆる専門家はどちらかというアドバイザー、と申しますのは、今ほどの例えば科学技術の問題なんかで、全く市民がわからないままいろんなものが進んでいくという形が起こってきておまして、そういうものに対していろんな異議が出てきている状況であります。ですから、ここで専門家というふうな言い方というのではなくて、どなたが、むしろ自薦でも何でも、お諮りになるというふうな形の方が、本来の形は、それで私も別に専門家を排するわけではございません。

吉岡委員 今お三方からご意見が出てございますが、いかがいたしましょうか。何かご意見などあれば。

尹委員 私は室井先生と同じ委員会に属して、研究会やっておまして、このところかわっておりますが、室井先生は地方自治法のご専門ですね。同じ行政法でも非常に分野が、ここにぴったりする形の地方自治法のご専門でありますので、私は室井先生が適任ではないかと思っております。私、行政法でもちょっと離れたところですので、室井先生にぜひやっていただければと思っております。

吉岡委員 そういうご意見がございました。

木村委員 最初に、学識の方からというふうにおっしゃられたのは、どういう基準でというか、判断でそういうふうにおっしゃられたのか。そういうのが何かあるのかどうかですね。座長の役割として、こういう方が適任というのが何かあるんでしたらそれをお聞かせください。

吉岡委員 最初は自薦、他薦ということでお諮りいたしましたけど、そのときには具体的にご意見等がございませんでした。実際、これから委員会を進めていく中で、そういう一定の知識、それからまとめというようなことで、学識の先生にお願いをした方が、委員会全体が円滑に進むのではないかという思いから、そういうふうなお諮りをいたしましたけど、その後、大賀さん初め、皆さん方ご意見が出てございます。そういう点を踏まえて、そのほかに何かご意見があればお出しいただければと思っておりますけれども。

大賀委員 なかなか、どなたが適任というのは、なかなか言いづらいんですが、やはり市民参加について議論する場ですので、市民がリードするというのが筋ではないかという議論も条例の策定委員会の中で出されておまして、私としては土井さんにぜひ引き受けいただければというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

吉岡委員 今、大賀委員の方から具体的に土井委員というようなことでご提案がございました。そのほか何か、自薦、他薦を含めてご意見等があればお出しいただきたいと思っております。尹先生の方からも室井先生ということでご推薦もいただいております。いかがいたしましょうか。

野瀬委員 私自身はやっぱり皆さん、初めてお会いしますし、どなたがいいとかそういうこ

とはちょっとわからないんですけれども、やはり小金井のことを考えて、具体的にこの法律を施行するに当たって、やっぱり住む立場の方から、あるいはいろんな具体的な活動をしてきた中で、それがどうかということを考えるということになると、やはり今のお話の中では、いろいろなことを地域の中でなされてきた方の方が、そのことのいろいろな問題点とか、それを整理していくことができるんじゃないかなというふうに私は感じました。それで、どの方がということがわからないですけれども、やはり土井さんの方なのかなと、今のお話の流れでは思います。

吉岡委員 そのほかございますか。

今、土井委員並びに室井委員という形で、具体的にお名前が挙がっております。

土井委員 それを汲み取って、私のお名前を挙げていただいたのは非常に光栄なんですけども、私かなり発言を自由に担保したいということがありますので、委員長になってしまうとその発言がなかなか担保できないというところもあるというのと、もう1つは、僕は別に、こういうふうな委員長というのは男である必要はなくて、まさに私はずっと小金井で見えておりました、市民がいろんなところに参加してくるのは、それはあるんですけども、そういう中で比較的公正な立場になって発言する方たちというのは、女性の方が圧倒的に多いということがあります。これはどういうことかということ、一言前もって言ってしまいますけども、男性の場合、どうしても会社員であって社会人でないような形が圧倒的に多いというのが、これは、たとえリタイアした方たちでも、発言の内容というのが、地域社会というか社会全般、お子さんからお年寄りまで全体がいる社会の中で、そういうものを見てきた人たちの発言ではなくて、どちらかという生産年齢に合った形の発言でしかないのが非常に多いんです。ということを考えますと、むしろこういうものをうまくお裁きいただけるんだったら女性という形で考えてもいいのかなと思っております。

吉岡委員 また別の観点からのご意見をいただいたと思いますが、土井さんの方からそのようなご提案がございました。いかがいたしましょうか。

木村委員 市民が主体でということのをうたい文句にしていることですから、今の、当然土井さんの言ったこと非常によくわかりますので、もし女性の方で引き受ける方がいらっしゃるなら、発言を封じられたくないというふうにご本人がおっしゃっているのであれば、そういうスタイルはいいかなというふうに、女性の方というふうに、それがいいかなというふうに思います。

吉岡委員 今、先ほどからお話させていただいてございますけど、具体的に固有名詞を挙げられたりご推薦をされておられる方が2名、それからまた女性というふうなことでご推薦ということで、具体的には固有名詞は挙げられてございませんけど、そういうような形でご発言がございました。このような形でご推薦をいただいておりますが、ちょっと私の座長の一方的な判断で、それを決するという形にはいきませんので、もう少し具体的な形でご提案、ご発言がいただければと思いますけど。

増田委員 女性の方の意見も。伺ってみて、いかがでしょうか。

吉岡委員 女性の方は3名いらっしゃいますが。その方のご発言があればお願いしたい。

増田委員 3名だけで1人上がってしまうと2人分の発言になってしまうかなという、ちょっと心配もあるんですけども。もし、そういうのも小金井では多分ないと思う。

森田委員 そうですね。私も自由に発言をさせていただきたいと思いますので。必ずしも市民の方から委員長になるからといって、市民が会議に参加しているというふうにもなりませんし、私は室井先生に委員長としてお願いしたいなというふうに思っております。

大賀委員 皆さん初対面で、もんでおると思うんで、今日のところは仮座長のままで進めて、皆さん、今日終わった段階で話を決めてどうかというふうに思うんですが。いかがでしょうか。今、どの方がどういう発言をされて、どういうふうな姿勢で臨んでいるかということ、全く白紙の状態ではわからないままに、学識の方がいいとか、市民がいいとか女性がいいとかというふうに議論してみても、落としどころとか、結論の出しようがないと思うんですよ、皆さん。ですから、今日のところは仮座長に進めていただいて、今日終わった時点で決めるか、もしくは次回の冒頭で決めるかというようにしたらどうかというふうに私は提案したいと思います。

吉岡委員 また1つの選任方法についてのご提案をいただきました。

水谷委員 私は今の大賀委員の意見に賛成です。女性といってもいろんな考えがありますし、私は、特に今までなかなか意見が言えなかった子供と女性の立場から発言したいという思いで委員にさせていただいていますので、ちょっとそういう、委員長というのは余りにも荷が重いというのがありますし、本当に初対面の方ばかりですので、この場で、時間がもったいないという気がいたしますので、許されるのであれば後ほどというか、次回。

吉岡委員 今日は仮座長で進めて、この後、もしくは次回ということでございますか。

水谷委員 はい。そのようにお願いしたいと思います。

井村委員 よろしいですか。だれもやりたいという人がいなければそれでいいと思うんですけど、別に学識の人でも公募市民でも、そういうことで考えなくても、例えば室井先生がここでやると言ったらもうそこで決めればいいと思うんですよ。聞いていると、大体やりたくない人が多いし、あと、結構皆さん自分の何かやられているところの物、背負っていますから、余り利害のない先生がやられる方が僕はいいと思います。

森田委員 賛成です。

尹委員 私もぜひ室井先生にお願いしたい。私は本当に専門近いものですから、室井先生の業績、よく拝見させていただいていますけれど、非常に整理された常に論文を発表されていますし、特に地方自治法、行政法の中でも地方自治法に造詣の深い方というのは、さほど、実はいないんですね。その中では室井先生というのは本当適任だと私自身は思っております。

吉岡委員 具体的にご推薦をいただいた方が固辞をされる。それから女性も、このような形で別の方向だというようなことで、議論がいろいろ錯綜してございますが、具体的に室井先生

という形でご推薦をいただいている、声を上げられている方が複数人いらっしゃいます。そのようなご意見等を集約をさせていただきまして、室井先生に座長をお願いをするということでお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

吉岡委員 ではそのような形で。

室井委員 ちょっと無理やりじゃないですか。よろしいのでしょうか。私、特にやりたいということは全くございませんので。

吉岡委員 そのような形で全体の確認ということでご了承いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

吉岡委員 ではこのような形で、委員長に室井先生をお願いをするということでご確認をいただきました。私、今、仮座長でございますので、ここで委員長にバトンタッチをさせていただきたいと思います。室井先生、よろしくお願いいいたします。

室井委員長 いろいろご意見がありまして、ご異論があろうかと私は思っておりますが、私、皆様のご心配のとおり、小金井市さんのことを特に熟知しているわけではございませんので、できる限り中立的な観点から審議していただければと思います。今、聞いた限りでも非常にいろんな、しっかり主体性を持ったご意見があるということですので、ぜひ皆様方で議論していただき、よりよい会議になればと思います。それでは、若輩者ではございますがよろしくお願いいいたします。

早速ではございますが、これは行っているんですね。

次第は行っておりますので、引き続き副委員長の選任をする必要があるということでございますので、副委員長につきまして、自薦、他薦問わず、どなたかいらっしゃいませんか。

大賀委員 すみません。その前に、委員の選考の経過について、事務局の方からちょっと説明していただきたいと思うんですが。というのは、この市民参加条例の施行が去年の4月からだったのですが、公募が5月の市報で行われるという当初の予定がぐっとずれ込んで、今になっていきますし、それから団体公募の委員が3名の枠の中で1名しか応募がないという、これは私なんですけど、2名欠員で進めるか、再公募をするかというような議論もあったように聞いておりますので、その辺の委員の選考の経過を事務局の方からちょっと説明していただかないと、ちょっとまずいんじゃないかというふうに思いますね。

室井委員長 わかりました。では、今大賀委員さんの方から依頼がありました委員の選考過程の方向についてということですが、事務局の方からよろしく。

吉岡委員 では私、事務局、委員でございますけど、市民参加条例は、平成16年4月1日から条例が施行されました。本来ですと、市民参加条例の21条でございますか、お手元に配布してございますが、21条に定める市民参加推進会議、19条からでございますね。市民参

加推進会議の設置につきまして19条に規定してございますが、本来は条例の施行と並行して、同時に市民参加推進会議の委員さんを選考して、会議を設置をするという流れが本来の形でございます。ただ、残念ながら小金井市、平成16年度当初予算が議会で否決という形になりました。その後、何回かにわたりまして、通年予算、本予算を上程をしたわけでございますが、結果的に昨年の9月まで、その通年予算が可決されない状況が続きました。この原因といたしましては別のところにあるわけでございますが、その間6カ月間、暫定予算を編成をいたしました。暫定予算はあくまでもつなぎ予算という性格でございますので、新規、政策的な経費は原則的に盛り込まないということになってございます。そういう関係がございまして、新しく施行された条例に伴う経費でございまして、これはまさしく新規の経費でございます。また、政策的な経費という意味合いも持っておりますので、この市民参加推進会議の委員に要する経費につきましては、半年間、通年予算では提案いたしましたけど、暫定予算の中には提案をすることが、上程することができませんでした。こういう関係が続かまして、昨年の9月、ようやく平成16年度の通年予算が可決をいただきまして、そこで初めて、この新規の政策でございます市民参加推進会議に要する経費の委員報酬でございますね、謝礼でございますね。それが執行ができる状況になったということでございますので、この選考の作業も実質的には昨年の10月からその選考の作業に入ったということでございます。そういう関係がございまして、第1回の推進会議が、このような時期になってしまったということでございますので、それにつきましてはそのような形でご理解をいただきたいと思います。

あと、委員の選考でございます。今日、ご出席をいただいております委員のように、1号委員から4号委員までいらっしゃいます。特に、団体枠の2号委員の選考に当たりましては市報で広報いたしました。結果的には、今日委員として、団体選考の委員としてご出席をいただいております小金井平和ネットの大賀英二さん、1名だけのご応募ございました。当然、団体としての選考の小論文もご提出をいただきまして、庁内に設けました選考委員会でその審査をいたしまして、小金井平和ネットの大賀委員さんは、団体枠3つのうちの1つの団体の代表としての委員として選考をさせていただきました。その時点では団体枠3つあって、1つが埋まり、2つが応募がないという状況でございました。市民参加条例は、昨年4月から施行され、それから、それに伴う推進会議もこのような形で決定をしたわけでございますが、初めての条例施行でございますので、市といたしましては万全な体制と申しますか、すべての要件を満たす体制でスタートをしたいというふうに考えてございました。その後、市民団体の推薦枠、残る2つの推薦枠を埋めるためにいろいろ努力をいたしましたが、結果的にはご応募がないという状況が続きましたので、市の市民参加条例の委員の選考に当たる規定、そのような場合は、市長がその推薦をお願いをするということがございますので、それをもって今回残る小金井文化協会の増田さん、それから子どもとお年寄りの家の「鳩の翼」、森田様に市長から推薦依頼をいたしまして、お受けいただきましたので、このような形で2号委員の枠、3名が埋めることができましたということでございます。

大賀委員 2つ質問があります。条例の21条によりますと、1号委員、2号委員は公募によるというふうに書いてありますが、なぜその市民団体代表が推薦になっているのでしょうか。それについては、特に2号委員は3人以内というふうになっていて、3人いなくても別に条例上の不備があるわけではないので、別にあえて...、別に増田さんと森田さんがけしからんと言っているわけではないので誤解しないでいただきたいんですが、どういう経過で推薦ということになったのかということ、やはり市民参加の透明性を高めるということは、この推進会議の役割ですから、自分たちが余り透明でないことをやっておいて、推進会議で何か議論しようと言っても、ほかの市民の方は納得しないと思うんですよ。ですから、そこはきちっと説明していただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、今説明がなかった4号委員の市の職員、市に勤務する者がどうして充て職でお2人の方に決まってしまったのかという議論の経過をご説明をいただいていないと思うので、そこも説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

吉岡委員 委員長、よろしいですか。

室井委員長 はい、どうぞ。

吉岡委員 市民参加条例の第21条、推進会議の構成では、今、大賀委員が言われましたように、すべて5人以内、3人以内、2人以内という形で規定してございます。これは上限でございまして、できればこのような形で広範な、条例の規定の範囲で極力広範な形で委員の選任を行わさせていただいた方が、推進会議の役割もより増していくのではないかという判断がございましたので、その市民団体代表の3人以内ということで、そのうちの1人しか埋まっていないという状況はできれば避けたいということがございましたので、この条例の規定どおり、3人以内の選考をもって今日に至ったということでございます。

それからあと、市の充て職の関係でございますね。市に勤務する職員2人以内ということで、これは市に勤務する職員、言いかえればどなたでもよろしいということになるかと思えますけど、1人は私、企画財政部長の私でございますが、これは実際企画課がこの会議を所掌をさせていただいてございます。私、企画財政部長は企画課を所管をする部長でございます。そういうようなこともございますので、行政側として一番市民参加条例に近い立場にいるということもございますので、1人は私が委員に加えさせていただいたということでございます。

それからもう一方、白石隆男委員は総務部長でございます。総務部長は総務部の所管は、さまざまな法規、そういう総務関係が中心でございますけれど、中に情報公開も所管をしております。情報公開の所管部長も、この市民参加と情報公開というのは密接な関係にあるという判断で、総務部長を委員として加えたということで、このような形で市職員2人以内の、内容は企画財政部長と総務部長でもって充てるということで決定をしたということでございます。

企画課長 事務局から一言。先ほどの条例の21条でございます市民団体委員3人以内、総定数につきましては12人以内ということで、欠員のままでいいというふうには読めないことはないんですけども、通常の場合、この3人というのは、その3人が定数だというふうな考

え方をしております。

それで、手引きの38ページをちょっと開いていただきたいと思いますけれども、手引きの38ページに、見ていただきますと、公募委員が定員に満たない場合の取り扱いという規定がございます。ですから、公募したけれども、やはり応募がないというふうな状況も考えられますので、12条がございまして、公募したけれども定員に満たない場合、あるいは応募があったけれども、その方を選べないというふうな場合につきましては、関係団体からの推薦、あるいは市長から直接就任要請をするというふうな形で、適切に対応するという規定がございますので、市といたしましては、この形で増田委員と森田委員につきましては推薦をしていただいたというふうに、事務局としては考えております。

土井委員 すみません。

室井委員長 はい、どうぞ。

土井委員 それでは、その規則そのものは市民が参加しておつくりになりましたか。

企画課長 規則自体は、条例の24条…。

土井委員 委任事項になっていると思います。

企画課長 そうですね。委任事項ですね。通常は市長が定めますので。

土井委員 ただし、今おっしゃったことを付言していくと、規則の中で幾らでも自由な選択ができてしまうという形ではございませんか。実は、この問題というのは市民参加という言葉そのものにもかかわってくるのではないかという気がいたします。市民参加というのはあくまで市民が自主的に参加する。本来は、実は私どもも今回の市民参加条例に基づくこの参加の規定も、本当にこれでいいのかなというのは常々考えております。全く違った形で言いますと、本来市民参加ということでやるならば、参加してほしい者に無作為でいろんな方を選んだ上で、そういう方たちの中から了解を得て選んでいかない限り、恐らくいろんな形でバイアスがかかってしまうんだろうなと思っていますので、ただでさえそういうふうになりがちなものを、今おっしゃったような形の手続でやってしまって、市民参加の中でよろしいのでしょうか。

大賀委員 すみません。学識経験者の方のご意見をお聞きします。

室井委員長 急に聞かれてもと思われると思うのですが、尹先生。

尹委員 そうですね。市民参加という概念、非常に広いものですから、そういう意味では私たち学識者も、一番よく言えば小金井市の市民であることが必要なんだと思うんです。ただ、そうは言っても現実的に埋めることが非常に厳しいと思いますし、また私たちがここで参加しているのは、多分市民では逆に言うと見えないところ、それを少しアドバイスできるという役割を多分与えられているのではないかという気もしております。市民というのはだれなのかというのは、多分定義というのは物すごい広いですね、市民の定義というのは。まさに、そこに生活本拠を持っている者はすべて市民というのが、住民というのが地方自治法の定義でありますから、なおかつこれだけの人数でしかないわけですので、1回ですべてけりがつくような、理想的な委員の選出法というのは、正直難しいような気がしております、試行錯誤しながら、

またちょっとずつこの市民参加条例の性質に合うような形で、新しい委員、すばらしい委員が構成されるのを期待するしかないような気がちょっとしております。また施行規則と条例等の関係というのは、やはり施行規則まで市民でというような、非常に技術的なことを規定するのが基本的には施行規則でありますので、そこまで、それもなかなか大変なことではないかというような気はちょっとしております。

土井委員 ついでですけど、基本的に条例にしる法令にしる、本来は立案のもとになるのは市民、国民でありますよね。それを普通は委任されているのが議員であって、行政というのはみずからがみずからに関する条例をつくったり法令をつくっていくというのは、本来は例外規定のはずですね。

尹委員 すみません。ちょっと理解できなかつたんですけど。

土井委員 民主主義という形を考えたときに、特に三権分立を考えたときに、違いますか、行政自体がみずからを規定する法令をつくっていくということ自体が、確かに現在は行政が提案権を持っているという形になっておりますけども、特に、今回の市民参加のような形を考えていったときに、果たしてそれでいいのかどうかという問題、当然出てきますよね。そういう意味も含めて、先ほどの規則の問題も、確かに委任はしておりますけども、それならば、これは法令の問題もそのとおりでありまして、最終的に省令まで決めるときに省令の中でいろんな形のことをやって、結局抜け道がいろいろ出てきている例は少なくありません。そういう問題も踏まえた形でいくと、本来法令の提案者というのは立法であるわけですよ。

尹委員 そうですね。そのとおりであります。ただ、国と自治体との違いの1つは、いわば二元的代表制というんでしょうか。市長さんも住民から選ばれて、議員たちも住民から選ばれて、ちょっと国とは違う体質があります。どちらも住民に根を張っているという形ですので、その三権分立の形はそのまま適用するというのは、私たち講義のときに、ちょっと違うんですよという話はするんです。

土井委員 ただし、今おっしゃった中から言いますと...

尹委員 何か私が説明の側にかわっているのかもしれませんがね。

土井委員 非常に面倒くさいのですけども、市長の場合は尹さん、行政執行権の長であるという形で選任されてますよね。

尹委員 これ、必ずしも執行は内閣総理大臣の権限を移されて、単に執行ではないんですね。非常に、住民の代表という観点からも、実は選ばれているんですね。

土井委員 もちろん代表制に近い形ですけども。

室井委員長 首長は規則制定権を持っているのはご存じだと思いますので、もちろん市民の方の意見を聞くというのは必要かとは思いますが、首長さんが規則をつくるということは制度的には認められているという。

土井委員 それは、ただし市民が参加しても制度的には齟齬はないはずですよ。

室井委員長 もちろんそうですね。ただそれを、もう1つ大きな観点から言うと、議会の領

域と行政の領域はやっぱり役割分担が違うということはあると思いますね。条例とか法律というのはやっぱり枠組みとか基本的なこととか、どうしても細かいところまではなかなか、議会で決めるというのは難しいところがございますので、行政側が決めるということはあると思うんですが、その前に市民の参加をもちろん図っていくということは重要で、日本の場合、行政立法の策定手続は非常におくれているというのはご案内のとおりでありまして、今、国の方でも行政立法手続をもう少し、市民参加とか国民参加という形で進めているところではありますが、しかし、具体的にやむを得ないという形で定められたと私は思っているんですけども、これが定められた経過はちょっと存じ上げないんですけども。

吉岡委員 これは条例が施行されまして、この委任規定に基づきまして、庁内でその策定委員会と申しますか、検討委員会を設けまして、さまざまな角度からいろいろ検討いたしまして、このような形で決定をしたということでございます。

室井委員長 ここでおっしゃりたいことはよくわかるんですが、私も言わんとするところはわかりますけれども、一応決まってしまうということ、今後そういう点を見直すということはもちろん重要だと思っています。

土井委員 というのは、権利みたいなものですから、ほかの条例とかそういうものに関しましても、ある意味では市民に参加性というのを担保するために、ちょっと今、くどいようですが申し上げたところがございます、別に現在そのもの、既に決まっているものに対して、私、今とやかく言うつもりはございませんけども、ただし、手続的な形のものは少なくとも市民参加ということをやった限りは、ある意味ではそれに見合った、原則的にやっていただきたい。ほかのものについては、私そこまで原則論者ではございませんので言いませんけども、最低限、市民参加の民主主義のもとにおける、こういうものに関してだけは、かなり原則的にやっておいていただきたいなという、それだけでございます。

室井委員長 おっしゃることはわかりますので、今後そういう場合、すなわち公募委員が定員に満たない場合、または公募者の中で選任できない場合についてどうするかということは、制度的に見直していくというご意見ですね。もともと、大賀さんの方から選考過程と認定のことということでしたのですが、これでよろしいですか。

大賀委員 はい。すみません。ちょっと追加でもう1つ、今規則の話になったものですからついでにお聞きしたいんですが、13条1項、38ページですが、13条を見ていただくと、附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならないという規則を決めておいて、今回の推進会議の委員についてはこういうことをやったんでしょうか。

企画課長 事務局からお答えいたします。公表につきましては、市報の方にお名前を載せる予定でございます。ですから、決まった後で載せるようになります。これはすべての附属機関につきましてやっております。今の予定ですと2月20日号、お名前と選出区分、それから選考基準に基づいて選任しておりますので、そのことも書きまして載せまじし、ホームページ上

の委員会のところにもお名前と選出区分は載ります。

室井委員長 よろしいでしょうか。

大賀委員 要するに決まった時点で載せるということではなくて。

企画課長 そうですね。終わった後といいますか、タイムラグが出てしまいますので。

大賀委員 そうということですね。

土井委員 すみません。ちょっとずれて申しわけないですが、この施行規則はホームページで見られますよね。

企画課長 まだ小金井市全体の例規自体がネット上に載っておりませんので、それが載るようになれば。

木村委員 ただ、条例は載っていますよね。条例、私、でも出しましたよ。

企画課長 条例は載っております。

木村委員 施行規則は載っていないですよ。

企画課長 条例は載せております。

木村委員 それでどうこう言うつもりはないんですが。

企画課長 市民参加推進条例につきましては、ホームページ上に載せておりますけれども。

木村委員 ただ事前に見ておきたかったなというふうに。

企画課長 結局、その他の例規の条例もいっぱいあるわけですから、それ全体につきましてはの例規をホームページ上に載せるようになると思いますので、そうしますと規則も載りますので。

水谷委員 私も前から聞いたかったので、先ほどの13条のこと、選任理由を明記してというのは書いてあるんですけども、今まで選任理由を明記されたのは見たことがないんですが、それはなぜなんでしょうか。

企画課長 市報の方に書いてありますが、選考基準に基づくというふうに書かれていると思いますので、選考基準というのは公募する場合に策定しておりますから、その基準に基づいて選考したということが理由になっているというふうに考えております。

水谷委員 基準に基づいて選びましたというのが選任理由ですか。

企画課長 ひとまずそういうことですね。

水谷委員 何か、とても市民の感覚からは余りに離れているんですが。ほかの委員にも応募したことが私もありまして、友人も何人も応募したんですけども、何であの人が選ばれたのかわからないと。結局、公募委員といっても選ばれた基準というか、採用の判断基準がわからないのでは意味ないじゃないかという声をたくさん聞いたので、今質問させていただきました。

室井委員長 この規則には、11条の2項にありますね。論文、作文、それから面接、書類、あと4、抽選というのがございますが。こういうもので選んだということをおっしゃりたいということですね。

水谷委員はよろしいですか。

水谷委員 市民の感覚からは離れているということだけをお伝えできれば、今のは……。

室井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは前に進みたいと思いますが。

次に副委員長を選出したいと思います。どなたか副委員長に推薦等ございましたらお願いいたします。いかがいたしましょうか。副委員長の場合は、多分発言がそんなに制限されるということはないのではないかと思いますので、先ほど挙がっておりました女性委員でありますとか、もちろん住民の方でありますとか、そのほか団体の方でも構わないと思うんですけど、いかがでしょうか。これもちょっと時間がかかるとは思いますんですけど。この点も、先ほど大賀委員が言われたように、余り皆さんのことを存じ上げていないということがあって推薦しにくいということだと思んですけど、しかし先ほどの何か、一定の発言をお聞きになって、この方がいいなというふうに思われる方もいらっしゃるのではないかなと思うので、ぜひご推薦をいただければと思います。ではどうですか、女性の方。私が言ってもよろしいでしょうかね。女性の中から、差別するわけではないのですけれども、ぜひお願いを。

増田委員 賛成です。

室井委員長 賛成。ありがとうございます。女性の3人の方は、どうしても拒否されるという方はいらっしゃるかと理解してよろしいでしょうか。

水谷委員 条件がというか、私保育がつくなら。保育がつかない場合は拒否させていただきます。

室井委員長 保育というのは、ここで何かベビーシッターみたいなのが。

水谷委員 今日も別のところで子供2人を見ていただいているんですけど。

室井委員長 私はその点はよくわかりませんが。

吉岡委員 次回からは。

室井委員長 次回からということで、では水谷委員が半分積極的にということもありますので、皆様、水谷委員を副委員長ということでいかがでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、異議ないものと考えまして、副委員長は水谷多加子委員にお願いしたいと思えます。

(拍手)

室井委員長 ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りまして、市民参加条例の概要について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

企画課長 初めに、本日の次第につきましては、1回目ということですので事務局の方で、6番以降、こういったことをやったらどうかということやらせていただきたいと思います。

それでは、市民参加条例の概要ということなので、本当に概要だけですけれども説明をさせていただきます。まず手引きと、このあゆみですけれども、本来ですと招集通知と一緒に送りさせていただけておけばと今では反省しております。今後につきましては、資料等、事前に

送付できるように努力いたしたいと思います。

それでは、初めにですけれども、条例の制定過程ということでご説明いたします。先ほど市長のあいさつの中でもございましたけれども、この市民参加条例につきましては公募の市民、3人の方ですけれども、その3人の委員を含めまして、10人の委員で市民参加条例の策定委員会、これは平成13年8月7日、第1回目を開きました。そこで、市民参加条例につきまして、白紙で条例案を検討してほしいということで諮問を行いまして、本来ですと13年度中に答申をいただいてというふうに考えておりましたけれども、策定委員会の中で条例案のパブリックコメント、あるいはシンポジウム、あるいは附属機関の委員へのアンケート、そういったことがございまして、委員会の開催が全部で12回に及びました。その間に起草委員会を4回開催するというので、最終的な答申は平成14年10月23日にいただきました。その後、庁内の検討委員会で条例案を検討いたしまして、平成15年の第1回定例会に提案いたしまして、可決は第2回定例会、平成15年6月26日でございます。ということで、本条例が制定されました。策定委員会の議論につきましては赤い方の冊子ですね。このあゆみの中に詳しく書いておりますので、またお帰りになりましたらお読みいただきたいと思います。

それでは、条例の概要につきまして、まずお手元の資料の1を見ていただきたいと思います。資料1です。この条例は前文と、それから本文24条、それから付則が3項までございます。章立てがされておりまして、1章の総則が1条から5条。それから2章につきましては6条、7条。それから3章が8条から13条まで。それから4章以降、8章までにつきましては1章が1条ずつになっております。それから、9章の市民参加推進会議につきましては19条から23条まで。それから10章の委任の規定の24条になっております。それから、一番右端の点につきましては、この条例の細かい部分につきましてはの施行規則がありますので、条例と施行規則の関係につきましては一番右端を見ていただきたいと思います。

それでは、青い方の手引きの1ページをお開きいただきたいと思います。1ページにつきましては前文ということで、条例の趣旨につきまして前文の中で規定をしております。

それから3ページ、これが1条となります。目的を定めておりまして、多様な市民の意思を市政にいかし、市民本意の市政運営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について定めるというものでございます。

それから4ページ、第2条です。定義が載っております。1号から4号まで載っております。特に、後で資料が出てきますので、3号の附属機関等というところを見ていただきたいと思います。その規定ですと地方自治法の138条の4、第3項の規定によりまして、法律もしくは条例の定めるところによって設置される附属機関または市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいうということで、自治法上の法律、あるいは条例に定められている附属機関はこの附属機関です。または以降のものにつきましては、「等」の部分に当たるということでご理解いただきたいと思います。附属機関等という形で、いわゆる審議会ですね。審議会につきましては規定をしております。

それから6ページ、第3条、基本理念が書かれております。

それから7ページと8ページに、4条と5条で市の責務あるいは市民の責務という規定がございます。

それから9ページ、10ページです。第2章の関係であります。当然、市民と協働するという意味では市政情報の公開が大事だということですので、第6条で市の会議は原則として公開するということになります。それから7条の方で、会議録については公開をするという規定が載っております。

第3章、附属機関等の規定が8条から13条まで規定をしております。特に12ページの9条を見ていただきたいんですけども、附属機関等の場合なんですけど、第1項で附属機関等には原則として公募による委員を置かなければならないとなっております。それから第3項で公募委員の比率は原則として30%以上とする。あるいは4項で、委員の構成は、男女それぞれ偏りがないように配慮しなければならないという規定となっております。

13ページ、10条。14ページ、11条です。

それから12条、15ページを見ていただきたいと思います。やはり、市民参加ということで、なるべく多くの市民の方に附属機関の委員になっていただきたいということで、附属機関の兼任の関係です。1項では2つまでは兼任ができると。それから臨時的なものについてはもう1つも兼ねることができる。それから、委員の任期につきましては、長くても原則として3期までとなります。ただ、委員の中には専門的なものもございますので、その場合については3期を超えても委員になれるという規定もございます。

それから13条、16ページは附属機関から答申があったときにはその答申を尊重するという規定になります。

それから、17ページからにつきましては1章1条立てになっております。14条が17ページ。

それから18ページの15条、市民の提言制度ということで、パブリックコメントにつきまして規定がございます。

19ページは16条で市民投票の規定。

それから21ページ、22ページの規定がございます。

それから、23ページからは本推進会議の設置の規定あるいは役割、あるいは委員の構成、任期につきまして19条から23条まで定めがございます。

あと、後ろの方になりますけれども、37ページから、先ほどから議論になっております条例の施行につきまして、必要な事項の定めの実行規則が載っております。

42ページからは、会議は公開になりますので傍聴要領を定めております。

45ページからは公募委員を30%以上置くということですので、その選考に当たりまして選考基準を定めております。モデルの基準です。ですから、公募委員を選考する場合につきましては、モデル基準に従いまして、それぞれの課で選考基準をつくります。その説明が45ペ

ージから最後の51ページまで、モデル基準につきまして書かれております。

雑駁ですけれども、以上概略ということで説明を終わらせていただきます。

室井委員長 何か質疑等ございますでしょうか。

それでは、本日は時間の関係もございますので、条文の内容等につきまして質問等がある委員は、後日事務局の方にお伺いしていただくとか、またの機会にということでご了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

大賀委員 すみません、1点だけ。23条ですね。条例の23条、26ページですが、推進会議の運営というところの、別に定めるということで、この解説に、説明によりますと推進会議の委員に意見を聞くと定めていますよね。もちろんまだできていないから、ここでそれを決めるという趣旨ですね、これは。どういうことですか。

企画課長 事務局から。今、大賀委員おっしゃいましたように、推進会議の運営につきましては、この後、とりあえず事務局の方で施行規則の一部改正案ということでお示ししておりますので、委員の中でご相談をいただきまして、運営につきましては決めていただくこととなります。

大賀委員 わかりました。

室井委員長 よろしいですか。

それでは、時間の関係がありますので、次にまいらせていただきたいと思います。

次は7でございますが、今、大賀委員の方から質問もございました推進会議の運営等についてということで、この議題に入りたいと思います。

まず最初に、会議録作成の基本方針についてご協議をお願いしたいと思います。この点につきましての事務局からの説明をお願いいたします。

企画課長 この推進会議の運営につきまして、何点かのご確認をお伺い、お願いいたします。先ほどはざっとですけれども説明いたしましたけれども、この推進会議も含めまして、附属機関等の会議は公開となり、会議録も公開することになります。手引きの37ページの施行規則を見ていただきたいと思います。5条、6条のあたりでございます。ここに会議録作成の基本方針、あるいは会議録記載事項というのがございます。会議録は公開になりまして、市役所の6階にあります情報公開コーナー、あるいは議会図書室、それから図書館に据え置いて公開いたします。将来的にはホームページ上にも掲載いたします。そういった関係で、6条のところ、会議録につきましてはこういったものを載せるんだということが決まっております。その中の11号です。発言内容、発言者名、これにつきまして会議録に記載することになります。ただ、それをどういった形で記載するかということが第5条の関係であります。5条では、その載せ方なんですけれども、1号といたしまして全文記録ということは、名前と発言したとおり表記すること。それから、2号につきましては発言者名は載せるんですが、その内容につきましては要点で載せるということ。あるいは3号はもう会議全体を要点で記録するという、この3つの基本方針がございまして、これにつきまして附属機関に

諮って決めるということになっておりますから、委員の中でこういった形にするかを決めていただきたいと思います。

室井委員長 今説明がありましたように、5条の とございまして、1号、2号、3号ですが、全文記録にするか、発言者の発言内容ごとの要点記録か、会議内容の要点記録かという3つの選択肢があるわけですが、ただこの場合、注意を要するのは6条の11号に、発言内容と発言者名を書くということがこの規則によって決まっておりますので、それは載るということ踏まえまして今の1号、全文記録か、発言者の発言内容ごとの要点記録か、3、会議内容の要点記録かということになるかと思うんですが、どのような形でいきましょう。

土井委員 基本的には全文記録という形でやっていただきたいと思います。これはどういうことかと申しますと、要約というのはどうしても要約者の観点が入りがちでございまして、実は発言者が強調したいと思ったところと、違った形のものができてしまう可能性もあるということで、ちょっとこれは面倒くさいんですけども、一応は全文記録という形にさせていただいた方がいいかと思えます。

室井委員長 今、土井委員の方から全文記録という意見がありました。ほかにご意見等ございますでしょうか。もしないようでしたら...

井村委員 質問なんですけど、この議事録というのは目的というんですか。その市民の人たちに見てもらふことというのを主な目的なのか、僕こういうものに出るのが初めてでよくわからないんですけども、だれが何を言ったか、しっかり証拠を残していくのが目的なのか、それがどちらの判断によって変わるような気がするんですね。普通、会社だったら全文なんて書いてしまったら、もうそれこそひどく怒られて、全然読む人の立場になっていませんねという話になるので、別に市民の人に見てもらふのが目的だったら、僕は要点の方がいいんじゃないかなという気がするんですけども。

室井委員長 目的は、多分そんな明確には、条例7条に何か目的も書いてありましたか。一応書いてありますね。7条に市民との情報の共有を図るためという目的があるようですが、いろんな目的が、実はあるんだと思うんですけども、正確に会議が行われていて、その結果もそれに沿っているかとかですね。

土井委員 もう一回言います。再度申し上げますが、会社の場合はある意味でかなり目的が定まった形、というのは会社員というのは、ある程度いろんな部分で利益を出すための目的というのはかなり定まっております。それに向かってどういうふうにするかという、そういうものが会議録になることが非常に多くて、そういうものは、だらだら書いていたら、それは会議の経営する側も怒ります。ただし、市民に公開するこのような議論の発言というのは一体どういうところに力点があったかというのを市民に正確に知っていただくという意味で、あえて面倒くさくても全文でやっていただきたいと思います。と思っています。

室井委員長 再度、土井委員の方からそういう意見ございましたが、ほかにご意見はありますか。井村委員はどうでしょうか。

井村委員 ということでしたらいいんですけど、面倒くさいというか、まとめる方が多分面倒くさいと思うんですけど、別にはっきり言って僕はどっちでもいいんですけど、皆さんいい方でいいです、別に。そんなに。

企画課長 こちらの事務局の方といたしましては、予算の中で全文記録を作成するための、テープを反訳していただく委託料なんですけれども、これは組んでおりますので、全文記録で対応はできます。要約するとなりますと、先ほど委員が言われたように、事務局の方でその中から抜き出すような形になりますので、できれば、事務局としては全文記録の方が助かります。

大賀委員 井村さんがおっしゃっていた、市民がそんな膨大な発言、1つずつ発言全部読むかというご心配があって、伝えるんだったらもっと要約がいいんじゃないかというようなことをおっしゃったような気がするんですが、私もそういう立場はあると思うんですね。けれども、全文記録も当然必要な場合もあるわけですし、要約してこういうことが話されたということを市民に伝えておけば要約したものをさらにそこから起こして、起こしてというか作成して、当然市民に伝えるというのが私たち、この推進会議の委員の役目だろうというふうに思っているので、その辺はどっちかということではなくて両方やるべきではないかという考えです。

室井委員長 両方。

大賀委員 両方というのは、要するに必要なに応じて市民にわかりやすく伝えるという努力もしなければいけないという意味で。全文記録があるから、もう既にすべてを市民が知っているはずだというような考えでは、ちょっとまずいんじゃないかということです。よろしいでしょうか。

室井委員長 ご主張はよくわかりました。その点ですが、当面、では全文記録ということについてのご異議はないと考えてよろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 では、その点につきましてはそのようにさせていただきますが、さらにその上で要点のようなものをつくるということですね。

大賀委員 必要に応じてと。

室井委員長 では、そういう形でよろしいでしょうか。必要がある場合にはそういうものもつくと。つくるのはやっぱり事務局の方がつくられて、これをここでチェックするというところでよろしいですか。そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 ありがとうございます。

時間もあるんですけど、私ちょっと気になっているのは、このテープの扱いなんですけれども、こちらの方は何か規則はございますか。

企画課長 テープにつきましては、特段規則はないんですが、その中で個人のプライバシーを侵すような発言があったとすれば、仮にテープの開示請求が出ればその部分についてはそのままストレートに出すということにはならないと思います。ただ、紙ベース、あるいは電子ベ

ースの会議録ができた段階では、テープ自体は消去いたしますので、それほど長い保存は考えておりません。

室井委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、次のところですが、次第の方の7の(2)ですけれども、施行規則の一部改正についてということで、事務局の方からこれもご説明お願いいたします。

企画課長 それでは、資料2を見ていただきたいと思います。先ほどの大賀委員の発言の中でもございましたけれども、この推進会議の運営につきまして、必要最小限の部分ですけれども、施行規則を若干改正いたしまして、こういった形で推進会議を運営するかということでございます。

資料2の裏面を見ていただきたいと思います。現在、施行規則自体は20条までございます。その20条を22条まで繰り下げます。19条の次に20条と21条を挿入するという形になります。20条につきましては、市職員の選出委員をだれにするかということで、とりあえず、規則の中では充て職ということで企画財政部長と総務部長という形にしております。

それから、市民参加推進会議の運営につきましての規定が21条に入ります。1項です。市民参加推進会議は委員長が招集すると。ですから、これが認められれば、今後につきましては委員長名で招集通知を差し上げるということになります。それから、推進会議は委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができないという規定です。それから、3項は推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。恐らく議決するというふうな事態は生じないと思いますけれども、万が一こういう事態になれば過半数で決するというのが3項です。それから、推進会議は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるという規定が4項です。ただ、4項につきましては、仮に委員以外の者に出していただきましたとしても、今現在ですけれども、市の条例につきましては、こういった場合の出席委員の日当ですとか謝礼の規定がございませんので、現在これを入れたとしても、呼べるとすれば市の職員になるかと思えます。資料の提出もそういった形になるかと思えます。それから5、推進会議の庶務は企画財政部企画課において処理するというのが第5項でございます。

ですから、21条は運営についての必要最低限の内容ということで、とりあえず事務局案として提案させていただきたいと思えます。

以上でございます。

室井委員長 それでは、この今の説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

水谷委員 今の21条4項のところですが、日当がないから市の職員になるかと思うというご説明でしたけれども、日当は要りませんので参加しますという方がいた場合は、構わないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。会議が必要と思って、その人に依頼して、日当がなくても私は行きますといったらオーケーということですか。

企画課長 はい。そのようになります。ですが、通常ですと日当と旅費ですね。これにつき

ましては条例で定められている区分があるんですが、こういった形のものについては今載っていませんので、無料でもし来ていただけるのであれば、それは可能だと思います。

大賀委員 それは、ここの場で条例を改正する方向を確認すれば、今後可能になるということですね。いわゆる、市の職員以外に、直接来ていただいた方には日当を払うという条例に改正するという方向性を確認して、条例が改正されればそういうことができるという理解でよろしいのでしょうか。

室井委員長 今もうあるんでしょう、それは。

企画課長 条例はあるんですけども。載っていないんです。

大賀委員 すみません。載っていないというのはどういう趣旨でしょうか。よく理解できないんですが。何に何が載っていないということですか。

この市民参加条例の条項の中にそういうのを加えればよいということになるのではないですか。

企画課長 そうではなくて、要するに市が報酬ですとか謝礼ですとかを払うにつきましては、条例に載っていないと当然払えませんので、現在載っているのは、例えば公聴会を開くときの、そういったときに参加した方についてはということとか、100条調査をしたときに出てきた場合とか、そういったものは載っているんですけども、いわゆる一般的な形で書かれているものについては、日当とか旅費の、支払う根拠が条例上に載っていないということでございます。その条例の中に書き込んでいけば払えます。

室井委員長 その点は、ではそういう要望をしていくという形でよろしいでしょうか。

土井委員 推進会議そのものは委員長が招集するというのはわかるんですけども、委員の何人からか、委員長に対して要求があった場合も開けるような形をとった方がいいんじゃないかという気がします。というのは、必ずしも委員長だけではなくて、委員の中からも現在、例えば市民参加の問題で何かがある場合、お1人からというのはちょっとなんでしょうけども、何人かが委員長に対して請求でき、それに基づいて委員長が招集するという形があってもいいんじゃないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

室井委員長 ここで招集するというのは形式上のことで、実質的にそういうような要求があれば、もちろん開かれることもあるでしょうが、ただ、何か、年間の回数の制限があったように書いてありましたよね。その点をクリアできれば開催はできるのではないかと思いますけれど。その点、どうなんでしょうか。

企画課長 回数の制限というよりも、報酬の予算措置でございます。当然出てきていただきますと報酬を支払いますので、その報酬が予算に載っていないと、開いても報酬が払えませんので、そういう意味で開けないということになります。ですから、補正予算を出しまして、報酬を予算化、予算計上すれば開けるということでございます。とりあえず、現在、平成16年度につきましては、あと開こうと思えば2回ですね。ただ、時期的にはあと1回ぐらいしかできないかと思えます。それから、平成17年度予算につきましては、2回の予算措置になって

おります。

大賀委員 今の予算の関係でちょっとお聞きしたいんですが、2004年3月1日の平成16年第1回定例会という議会ですが、市議会で企画財政部長の吉岡さんは、予算の説明として市民参加推進会議に要する経費48万8,000円というふうに説明していますが、これは先ほど市民参加推進会議の開催に至る経緯の中でご説明がなかったように思うんですが、この48万8,000円というのはどういう根拠で請求、成立したんでしょうか。それで今、来年度の予算は2回分予算組まれているというふうにおっしゃったように思うんですが、なぜ来年度の予算が2回分なんですか。

企画課長 事務局から説明いたします。平成16年度につきましては、当初4回予算措置がされておりました。ですから、先ほど大賀委員がおっしゃった額かと思えます。それで、暫定予算の関係もありまして、9月に可決されておりますので、その段階では4回開けませんので、予算上は3回の予算になっています。それから、17年度予算につきましては、査定の中で2回という報酬額になっております。

大賀委員 査定というのは何でしょうか。

吉岡委員 これは、当初予算はこれから提案いたしますけど、その中で小金井市の場合はすべて、財政が潤沢にあるということではございません。当初予算の中では2回の査定をさせていただきまして、2回開催分はご提案いたしますが、必要に応じてですね。この委員会の中でいろいろご協議をいただきますが、さらに追加の開催ということが求められれば、それは最終的には理事者の判断になりますけど、補正という形でその分は追加をして確保するという形になります。

室井委員長 戻りまして、土井委員の先ほどのご意見であります、委員の方の一定の開催の要請があればということなんですけれども、この点は、まずいかがいたしましょうか。

増田委員 通常、私どもも先ほど文化協会を運営している部分も、条例ではないですが規約がございます、やはり上からだけではなく、下からも声が上がった場合開くというのはあります。ただ、その1人だけだと、切りがなくなって、最低でも過半数以上の委員が招会なりした場合はやると。3分の2以上とか、そういう規約はあります。ですから、ここで半分がいいのか3分の2がいいのか、3分の1がいい、よくわかりませんが、一定の人数が開催をしたいという希望があれば、これは委員長に上げて、このような判断で開催するという形がいいかと思えますけれども。

室井委員長 今、増田委員さんからそのようなご意見がございますが、過半数の賛成があればということですが、もちろん予算の関係もクリアしなければどうにもできないとは思いますが、すけれども。

尹委員 基本的には数が、そのハードルが高ければ高いほど義務づけされ、ハードルが低ければ低いほど裁量に任されて、委員長の裁量に任せられる。どちらをとるかです。過半数は相当ハードルが事実高い話で、そうなるとだんだんと義務づけの傾向に行くでしょうし、た

だ、どちらかという予算の関係も何分ありますから、ハードルを低くして要望する方が、多分フレキシブルな運営ができるような気がするんですね。そして、予算の措置も極力とっていただく。委員長も極力開催の方に動く。もし本当に、そういう必要な場合はですね。すると過半数はちょっとハードルが高いかなという感じは、それは過半数をしながら、なおかつ裁量というのは厳しい話にはなりませんね。

室井委員長 そうですね。なかなかいい意見ありがとうございます。

増田委員 単独という、では複数。

尹委員 複数のところなんか、裁量が物すごく広くなりそうな感じがしますね。3分の1。

室井委員長 では、ちょっとちらっと出ましたけど、3分の1程度ということによろしいですか。それは明文化する必要はございますか。それとも内規として、了解事項ということで処理していくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして(3)で、推進会議の開催時刻についてということの提案がございまずので、事務局の方からよろしく願いいたします。

企画課長 今回の会議につきましては、平日の午後6時ということで1回目を開かせていただきました。今後につきましては、とりあえず開催時刻につきましてご協議をいただきたいと思っております。

室井委員長 皆様方の、委員の方の時間は、どういう形がよろしいでしょうか。

井村委員 要望を言っているんですか。

室井委員長 はい。通るかどうかわかりませんが。

井村委員 非常に、要望を言いますと7時以降でないと、平日はもう来れません。

室井委員長 7時以降。今7時以降という意見が井村委員の方からございましたのですが、どなたかほかにご意見等ございますでしょうか。

水谷委員 私はできれば、今回ぐらいの6時から8時ぐらいの方が。家に4年生と1年生を留守番させてきて、1歳と4歳を今保育に預けていますので。これは昼間という可能性がもしあるのであれば、私は昼間の方がありがたいという要望は申し上げます。

室井委員長 そういう意見がございますが。ほかの委員の方、いかがでしょうか。それ以外の委員の方は事前の調整が可能と考えてよろしいのでしょうか。

木村委員 僕も子供がいるので、どちらかといえば今おっしゃられた時間の方が。

室井委員長 6時ごろということですか。もっと昼間という。

木村委員 昼間でなくてもいいですが。早目の方がいいことはいい。

室井委員長 わかりました。さて、いかがしましょう。井村委員の場合は7時でないとどうしてもだめだというご意見でしたので。

井村委員 ご意見というか、そういう状態だと言っただけです。土日ではだめなんですか。

室井委員長 土日ですか。

土井委員 残念ながら土日はちょっと避けていただきたい。逆にこの土日というのはいろんな市民活動とか、そういうものが土日に非常に集中しておりまして、どうしてもそれからいくと、そのときの時間になると日曜のそしたら夜でもいいのかということになって、もっと嫌な感じになってしまうと思いますので。

室井委員長 それでは、なるべく多くの委員の方に出ていただくということが大切だと思いますので、少し中間ぐらいということで、6時半ごろからということはいかがでしょうか。

大賀委員 それは固定してしまうということですか。例えば土日の昼間にも、たまにはというか、場合によってはそういうふうに調整するとか。

室井委員長 もちろん、原則ですから。例外は皆さんの委員の方の同意がございましたらそういうこともあり得るとは思いますけれども、原則としてはそういう時刻でいかがでしょうかということですか。

大賀委員 わかりました。

室井委員長 よろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 ではそういうものとして。ありがとうございました。

では、その他はございますか。

企画課長 事務局からはありません。

室井委員長 ほかにこの件につきましてご意見、あるいはご提案ございますでしょうか。よろしいですか。

大賀委員 冒頭もちょっと申し上げて、繰り返しになってしまうかもしれませんが、この20条の で、こういうふうに充て職として決めた理由が今ひとつ私には腑に落ちないというのがありまして、事務局の方はいらっしゃるわけですから、この事務局の上司の方が委員になっていらっしゃるといのは、何か私としてはどうも腑に落ちなくて、市の職員が委員に入ること自体は策定委員会の中でも議論の中でも、入れない方がいいという意見と、入ってもらった方がいいという意見があったんですが、こういう形で充て職として、この方はこの情報公開条例をよく知っているからとか、市民参加条例の責任部署だからという趣旨で入った方がいいという意見は1つもなかったように私は思っているんですけどね。ですから、何か今回ここで充て職を規則で決めてしまうというのは、私にはちょっと、先ほども何かご説明していただいたようには思うんですが、ちょっと腑に落ちないところがありますので、皆さんがそれでいいんじゃないのというなら、そんなものかもしれませんが、どんなものでしょうか。

室井委員長 わかりました。これを多分、議論すると相当時間がかかるような気がいたしますので、今後の議題として置いておくということで、ちょっと卑怯な言い方ですが、心にとめておきまして。

大賀委員 それで結構なんですけど、これを規則を決めてしまうというふうにおっしゃって

るので、一度決めた規則を今後また、次回にでも議論しましょうというふうになるんでしょうか。ちょっとその辺の、皆さんの心づもりがよくわからなくて、もちろん皆さんが別にここで今決めたってもう一度議論すればいいじゃないのと言え、それはそれでいいです。もう一度決まって規則まであるんだからという話になれば、もう議論の余地は、とりあえずないと思うんですよ。よほど不都合がない限りは。

室井委員長 この規則も基本的には長が定めるという形式ですね。わかりました。

それでは、今の大賀委員の意見につきまして、ここでこの見直しを含めて議論をした方がいいと思われる意見等、ほかにもございますでしょうか。

井村委員 この改正した規則というのは、どこにどういうふうに諮られますか。

室井委員長 ちょっと待ってください。これはもう改正されてしまった…。

企画課長 いやまだです。

室井委員長 まだですね。

企画課長 規則の改正ですので、条例ではございませんから、長の判断で改正ができます。それから、付則のところを見ていただきたいと思いますけども、公布の日から施行し、改正後の規定につきましては、本日、平成17年1月27日から適用するとなりますので、さかのぼって適用となりますので、どの段階でもいいと言うのは変ですけども、多少時間的な余裕がございます。ただ、委員として既に吉岡委員と白石委員が入っていますので、それを変えるとなりますとまたちょっとややこしくなります。

木村委員 大賀委員からはここに定めてしまうと、もうずっとこれから先、このポストの方が充て職としてなるということについてはおかしいのではないかということをおっしゃられていると思うので。

企画課長 これを取ってしまいますと、どういう形でだれがなるのかというのが、今のところ何もないものですから。

土井委員 ちょっと待ってください。恐らくこういうことだと思うんです。市の職員の方の中でも、市民参加に非常に近いというか、ふだん市民にどうしても接しざるを得ない部署というのかなりありますよね。そういうところの方だって、もちろんこういう中で参加して、市の立場としていろんな形で発言していただくのも当然必要になってくると思いますから、固定した形で考えるのではなくてということだと思うんですよね、今の。例えば、生涯学習に関するものでしたら、当然のことながら公民館の職員なんていうのはしょっちゅう市民と接触していますし、では市民の意向というのを、どちらかという生声でふだん聞いている方たちですよ。そういう方たちの参加も当然あっても僕はいいと思っているんですよ。そういうものがないと、市民の中で、確かに吉岡さんにしても白石さんにしろ、法的な運用の仕方については非常にまさしく専門家に近いと思いますけども、それならば実際に市民とのやりとりとか、そういうところでどういう問題が起こるかというような問題とは、そういう部分まで踏まえた形で、今ここでじゃないですけども、議論できるような余地というのも残しておいた方がいい

んではないかという気がします。

企画課長 一応、私ども事務局の立場といたしましては、当然市民参加ということでございますので、今、市民文化課の方も担当しております。ただ、委員枠が2人ということでございますから、とりあえず市民参加条例の主管課であるところの部長、あるいは条例の関係、あるいは議会の関係でありますので総務部長という形で選ばせていただきました。ただ、任期が2年でございます。ですから、仮にその次の人事のときにほかの部署の方がいいということになりますと、当然ここを改正すればよろしいわけですから、それは対応できるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

増田委員 確かにここ、どうして入れたかというの、ちょっとわかりづらいんですけども、逆に規定がない方が市の職員も入れるということは構わない、結構なんですけれども、その庁内で推薦していいのか、例えば市長さんがやるのか、その辺よく、庁議の中で会議の委員を推薦しているのかよくわかりませんが、その辺の決め方、ちょっと大賀さんと一緒にわからない部分もあるんですけど。それからもう一つ、先ほどの土井さんの意見ですけど、ある市民と直接接する職員って結構私ども多いんですけども、やはりそういう方の声がこのところに本当に大事なことになると思います。それが市の職員として委員として入っていいのか、また4のところ、適宜こういうところの、福祉の関係の聞きたいとか、さっきの生涯学習だとか、非常に自由度を高めておいてやるというやり方もあるのかなというふうにはちょっと考えています。ですから、ここで規定するのがいいのかどうか。事務局の方で決めにくいというのが。

室井委員長 この条例は、見る限りはすべての市民参加にかかわる大もとの話ですよ。個別の行政の市民参加ということではないので、その意味では企画財政部長さんであるとか総務部長さんがいいというのは、それなりに理由があるのではないかなと思うんですが、しかし事務局の方から言われましたように、2年間の任期ですから、その間いろいろ考えがあって改正した方がいいという、もちろんこの企画財政部長及び総務部長を含めて、ほかの委員、もっと余地があった方がいいということがありましたら、それは改正をするということもあり得るということで、本日のところはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 それでは、7のところは終わりということで…。

野瀬委員 すみません、いいですか。

室井委員長 はいどうぞ。

野瀬委員 先ほど会議の回数はおっしゃられたんですけども、16年度2回で、そして17年度が2回。その中で何が話せるかなというのが、ちょっと思ったり、どれだけのことを話せるかなというのがとても疑問に思ったんですけども。回数としてはちょっと少な過ぎるのではないかなと思いました。お話を進めていくには。

室井委員長 回数が多い方がとよいと。これは予算の関係ということで、小金井市さんの予算全体の圧縮ということですか、緊縮ということからというのが先ほどの説明でございましたが。

それ以上どうしたらいいのか。

吉岡委員 委員会として必要という開催回数の増をいろいろご議論いただいて、そのような形で意思が1本になれば、それを受けまして企画課の方で補正予算の対応をするということになりますが、その補正予算を要求して、それがすべてそのとおり予算が可決、予算に載るかどうかはまた別の問題でございますけど、企画課の方としてはそのような対応はするということでございます。

室井委員長 というご返答がございましたので、必要性があるということでありまして、要求を、開催の増回を要求していくということもあり得るとご理解していいということですね。

野瀬委員 わかりました。

室井委員長 どうもありがとうございます。ほかによろしいですか。

それでは、8の市民参加条例運営状況等についてということをお願いしたいと思います。

企画課長 それでは、添付しております資料に基づきまして、若干説明をさせていただきます。

とりあえず市民参加条例の運用状況ということで、附属機関の関係で資料を作成いたしました。資料3をごらんいただきたいと思っております。ちょっと字が細かくて申しわけございませんが、先ほど説明いたしました附属機関等というものの一覧でございます。これが去年の4月1日現在設置されておりました附属機関等におきます、今日現在で調査をしたものでございます。表頭の方に附属機関の名称、それから担当している課、根拠になる条例等、それから任期、今後の改選の時期、それから委員数、会議の公開非公開の別、会議録の公開、あるいは会議録の内容、それから平成16年4月1日から今日までに何回開いたかという回数を書いてございます。附属機関等の総数につきましては、この表にございますように、1番から50番まででございます。そのうち、法律あるいは条例によりまして、いわゆる附属機関は数えましたところ29ございました。要綱等によるもの、等の部分に当たるものにつきましては21でございます。それから、委員数の総数でございます。これにつきましては定数を書いております。ちょっと定数と現員数といいまして、欠員がある場合もございますので、今後の調査につきましては定数と、それから今いる数を書くようにしたいと思います。それから、男女数が載っております。それで、男女につきましては合計をしましたところ、この50の機関で、男性が454人、それから女性が236人でございます。先ほどの条例の中では偏りがないようにということでございますけれども、今の総数でございますと男性委員の割合がおおむね65%、それから女性委員の割合が35%となっております。それから、公募委員のところでございます。原則としては30%以上公募委員を置くということになっておりますが、公募委員を置く機関は、数えましたら22でございます。置かないものが28でございます。当然、専門職でないと対応できないものがございますので、必ず置かなければいけないというものではございません。それから、会議録の記載内容でございます。全文記録で記載するものが14、それから発言者とその要点記録が14、その他会議全体の要点というのが22の審議会になっております。それから、特

にナンバー 14 番を見ていただきたいんですが、ナンバー 14 で緑地保全対策審議会というのがございます。2 年任期でございます、去年の 9 月に任期が切れております。定数が 10 人。ただ、ここで委嘱の作業は行っているんですけども、現時点で委嘱しておりませんので、委員数が 0 になっております。

それから、次に資料 4 でございます。資料 4 は去年の 4 月から現在までの間で新たにつくったという附属機関です。私どもの市民参加推進会議と美術館の関係の附属機関が合わせて 2 つできております。委員数、あるいは公募の委員数は載っているとおりでございます。

それから資料 5 です。資料 5 につきましては、去年の 4 月 1 日から現在の間に変更があった附属機関ということで、全部で 11 ございます。これにつきましては、先ほどの資料の中に含んでおります。

それから、資料 6 でございます。公募をした附属機関、6 つの附属機関につきましては公募をしています。公募の委員数、あるいは応募、それから委員に委嘱した男女の数、公募期間、それから選考の方法としまして、全部が論文、あるいは作文による選考になっております。

資料 7 でございます。条例 15 条で市民提言制度が定められておりまして、パブリックコメントでございます。3 件の施策につきまして、パブリックコメントを実施しました。提出された意見数あるいは結果の公表時期、検討結果につきまして書かれております。一番下の障害者計画につきましては、公表時期は 2 月 5 日号の市報に載せるというふうに聞いております。検討結果といたしましては、出された意見によりまして原案を一部修正するというものでございます。

以上、資料につきまして説明を終わります。

室井委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明につきまして質疑等がございましたらお願いいたします。

水谷委員 すみません、ちょっと説明を聞き逃してしまったので、一番最初に説明された 50 のうちの委員会の 29 と 21 という内訳を話された。もう一度お願いできますか。

企画課長 先ほど、最初に説明したんですけども、附属機関というのは自治法上で法律とか条例に基づいて設置しているのが正式な附属機関と呼ばれるもので、等の部分ですね。条例とか法律ではなくて、市の内部の要綱、あるいは要領といったもので設置しているものがございまして、その部分が等の部分に当たる部分です。ですから、正式な附属機関は 29、根拠のところ条例と載っているのが通常附属機関になります。ですから、それが 29 ございます。要綱によるものが 21 という内訳になります。いずれも、どちらにしましても審議会等に当たりますので。

大賀委員 開催回数というのはいつからいつまでの間の開催回数を書いているんでしょうか。

企画課長 これは昨年 4 月 1 日から今日現在までです。ですから、年度としましては 3 月までありますので、今後開かれるものも若干あると思いますので、どの段階でまた次にお示しできるかわかりませんが、年度の回数ではこの表自体はなっておりませんので。2 月、3 月の

分が抜けております。

室井委員長 それでは、時間の方がもう参ってきている状況でございますので。

土井委員 すみません。附属機関等はわかったんですけども、現在幾つかの条例などの市民参加の部分がございますよね。そういうものの状況というのはどうなっています。現在策定中の条例というような形のものは。直接、一応こちらの条例にはそのものは書いてございませんけども、当然のことながらあれも市民参加条例も対象になったはずでございますよね。条例策定委員会、幾つかございますね、今。実際に動いている。

企画課長 条例案をつくってほしいということで、諮問しているということになりますと、例えば38番ですか、小金井市まちづくり条例策定委員会、これにつきましてはまちづくり条例の策定をお願いしていると思います。

あと、条例ではございませんけれども、15番ですね。15番で、戻りますけれども、環境基本計画の策定委員会。事務局の方としてはとりあえず条例をお願いしているのは、まちづくり条例の関係が1件ですが、あと33番ですね。子どもの権利条例策定委員会、ですから名称を読んでいただければ大体想像がつくかと思えます。

土井委員 あと1つ、パブリックコメントの実施状況、実は私もこのTMOについて出そうかなと思ったんですけども、実は膨大なもので、これ書いていっても、恐らく、逆にコメントをつける方が嫌になるなというぐらいのものでございまして、特にネットで読もうとしたら途中で嫌になっちゃったと。こういうものをもう少し、逆にパブリックコメントをしやすい形で出していけないとわからないというのと、あと1つは確かに市報そのものでやっていますけれども、これまでこういうパブリックコメントを求めるような、かつては法律なんか官報に出せばいいという形、それよりはずっとよくなっていますけども、相変わらず市民の目に触れにくい形でしかない。そういうふうなところは少し工夫をしていただかないと、いつやっているかとか、ちょっと見落としてしまうとわからなくなってしまうものですから、それが逆に今のパブリックコメントのコメント数の少なさになっているんじゃないかなという気がしますけれどもね。

室井委員長 今のような意見はまさにこの会議にふさわしい意見ではないかと思うんですが、今後パブリックコメントの方法とか、公開の方法とかあると思うんですが、そういうところで改善するものがあれば改善していく必要があるのではないかと思います、今日それを具体的にというのは難しいと思うんですけども、今後そういうような発言がやっぱり中心になるかと思えますけれども。

それでは、まだ多分発言なさりたい方やご意見等もあるかとは思いますが、時間の関係もでございますので、今日の議論はここぐらいにして、次回の開催日について決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次回の開催日ですけれども、予算的にはあと2回あるということでございますが、皆さんもお忙しいと思いますので、多分あと1回ぐらいかなということでございますけれども、具体的

な日程について決めたいと思いますが。今日が1月27日でございますから、2月、3月ということですが。事務局の方としましては何か。

企画課長 申しわけないんですけれども、今年3月の末に市議会議員選挙が予定されております。その関係で議会が2月3日から、予定ですと3月4日まで議会が行われますので、議会中ですとなかなか、事務局自体の対応ができきれないので、申しわけないんですが、3月の4日以降に第2回目をお願いできればと考えております。

室井委員長 今、そういうような提案がございましたが、これはやむを得ないということで、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 そうしますと、3月4日以降ということですが、準備等もございましたね。ただ、曜日的に委員の方でこの日は悪いとかというのがございますでしょうか。井村委員は特によろしいですか。

井村委員 曜日は特に。

室井委員長 時間などもないですか。

井村委員 特定にこことかという日は、だめな日はありますけれども。

室井委員長 尹先生、よろしいでしょうか。

尹委員 私も同じでございます。

森田委員 ごめんなさい。私も特定の日でもあるんですが、できれば月曜日と金曜日と土曜日がちょっと難しい。

室井委員長 月、金、土を外して。土曜日はもともと外していますので、月、金を外してということですね。そういたしますと、3月中で可能な日は。

水谷委員 すみません。ちょっと3月に限ってなんですが、5日から16日まで日本におりませんので、17日以降でお願いします。できれば。

室井委員長 では17日あたりにいたしますか。余り遅くなると不安でしょうから。17日でいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 では17日の6時半ということで、次回開催とさせていただきます。

水谷委員 ありがとうございます。

室井委員長 以上で、本日の議事はすべて終了したいと思います。私の不手際もたくさんございましたけれども、本日はこれをもって閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

企画課長 ありがとうございます。次の推進会議につきましても、場所を確保いたしまして通知を差し上げます。それから、今日の会議録につきましては全文記録ということですので、調製し次第、各委員にお配りしまして、目を通していただきまして、次回のときにもしも直すところがありましたらおっしゃっていただけるようにしたいと思います。

以上でございます。

(午後8時12分閉会)

小金井市市民参加条例等概要

章	章名	見出し	条	項	主な内容	関連する 施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		市民参加 協働 附属機関等 市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
2項	応答責任					
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		会議録の公開 広報紙等の拡充 情報公開施設の拡充 通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条		
附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。			
		2項	委員の任期は3期までとする。			
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかなされない場合の理由の公表			
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	14条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	15条

小金井市市民参加条例等概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	関連する 施行規則 条項	
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	16条	
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。		
				3項	多様な提言方法の保障		17条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。		
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表		18条
6章	市民投票	市民投票	16条		別に条例で定める。		
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	17条		留意事項 市民の知識及び技能の市政への活用 市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 市民相互の意見交換による市民間の意見調整		
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	18条	1項	日常的な協働のための拠点の設置		
				2項	活動拠点の運営等		
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	19条		設置の目的	19条	
		推進会議の 役割	20条	1項	推進会議の役割 運用状況の審議 条例の見直し 市長への提言		
				2項	提言及び市長の意見の公表		
		推進会議の 構成等	21条	1項	12人の委員で構成		
				2項	公募委員		
				3項	正・副委員長の設置		
				4項	正・副委員長の任務		
推進会議 委員の任期	22条	1項	任期2年・3期まで				
		2項	補欠委員の任期				
推進会議の 運営	23条		推進会議の運営				
10章	雑則	委任	24条		施行に関し必要事項の規則への委任		
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。		
		経過措置	2項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外		
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	3項		推進会議委員報酬の規定		

小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市市民参加条例施行規則（平成 16 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 22 条とし、第 19 条の次に次の 2 条を加える。

（市職員選出委員）

第 20 条 条例第 21 条第 1 項第 4 号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

企画財政部長

総務部長

（市民参加推進会議の運営）

第 21 条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 推進会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成 17 年 1 月 27 日から適用する。

小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(市職員選出委員)</p> <p>第20条 条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。</p> <p>____ 企画財政部長</p> <p>____ 総務部長</p> <p>(市民参加推進会議の運営)</p> <p>第21条 市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 推進会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第20条 省略</p>	<p>市に勤務する職員の規定の追加</p> <p>推進会議の運営規定の追加</p> <p>条の繰下げ</p>

市民参加条例対象の附属機関等一覧

平成17年2月1日現在

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	任期	改選の時期	委員数				会議の公開 公開非公開	会議録の 公開	会議録の 内容	開催回数
						定員	男性	女性	公募 市民				
1	市民参加推進会議	企画課	小金井市市民参加条例	2年	平成19年1月	12	9	3	6	公開	公開		1
2	小金井市男女平等推進審議会	広報広聴課	小金井市男女平等基本条例第26条	2年	平成17年10月	10	3	7	5	公開	公開		3
3	小金井市行財政改革市民会議	行政管理課	小金井市行財政改革市民会議設置要綱	2年	平成17年11月	9	7	2	3	公開	公開		4
4	小金井市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例	2年	平成17年10月	5	3	2	0	非公開	非公開		3
5	小金井市情報公開・個人情報保護審議会	総務課	小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例	2年	平成17年10月	11	7	4	2	公開	公開		3
6	小金井市消防団運営審議会	防災交通課	小金井市消防団運営審議会条例	2年	平成17年6月	11	10	1	0	公開	公開		1
7	小金井市防災会議	防災交通課	小金井市防災会議条例	2年	平成18年12月	21	20	1	0	公開	公開		1
8	小金井市交通安全推進協議会	防災交通課	東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例	2年	平成18年5月	20	18	2	0	公開	公開		1
9	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	防災交通課	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約	2年	平成17年10月	27	25	2	0	公開	公開		1
10	小金井市特別職報酬等審議会	職員課	小金井市特別職報酬等審議会条例	2年	平成17年8月	10	7	3	0	公開	公開		0
11	公務災害補償等審査会	職員課	小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	3年	平成19年11月	3	3	0	0	非公開	非公開		0
12	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会	市民文化課	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会設置要綱	H18.3.31まで		10	7	3	3	公開	公開		0
13	小金井市小口事業資金融資審議会	経済課	小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条	2年	平成17年4月	6	5	1	0	一部非公開	公開		1
14	小金井市消費生活審議会	経済課	小金井市消費生活条例第18条	2年	平成18年10月	7	6	1	2	公開	公開		2
15	小金井市国民健康保険運営協議会	保険年金課	小金井市国民健康保険条例第2条	2年	平成19年1月	17	12	5	5	公開	公開		2
16	小金井市緑地保全対策審議会	環境政策課	小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条	2年	平成18年10月	10	0	0	4	公開	公開		1
17	小金井市環境基本計画策定委員会	環境政策課	小金井市環境基本計画策定委員会設置要綱	H17.10.31まで		10	8	2	4	公開	公開		8
18	小金井市環境審議会	環境政策課	小金井市環境基本条例	2年	平成18年3月	10	8	2	4	公開	公開		0
19	小金井市廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条	2年	平成18年7月	15	11	4	5	公開	公開		2
20	小金井市リサイクル会議	ごみ対策課	小金井市リサイクル会議設置要綱	2年	平成17年6月	15	4	11	0	公開	公開		5
21	小金井市廃棄物減量等推進員協議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条	2年	平成18年4月	90	43	46	0	公開	公開		4
22	小金井市民生委員推せん会	福祉推進課	民生委員法第8条	3年	平成19年10月	7	5	2	0	非公開	非公開		3
23	小金井市地域福祉計画策定委員会	福祉推進課	小金井市地域福祉計画策定委員会設置要綱	H17.3.31まで		12	9	3	3	公開	公開		6
24	小金井市障害者計画策定懇談会	障害福祉課	小金井市障害者計画策定懇談会設置要綱	H17.3.31まで		10	5	5	3	公開	公開		7
25	小金井市介護保険運営協議会	介護福祉課	小金井市介護福祉条例第25条	3年	平成18年10月	10	6	4	4	公開	公開		2
26	小金井市介護認定審査会	介護福祉課	小金井市介護福祉条例第7条	1年ほか	平成17年4月	40	22	15	0	非公開	非公開		127
27	高齢者在宅介護支援センター運営協議会	介護福祉課	小金井市高齢者在宅介護支援センター運営事業実施要綱第8条	2年	平成17年4月	15	9	6	0	公開	公開		1
28	小金井市市民健康づくり審議会	健康課	小金井市市民健康づくり審議会条例	2年	平成18年2月	15	12	3	2	公開	公開		0
29	小金井市母子保健連絡協議会	健康課	小金井市母子保健連絡協議会設置要綱	2年	平成18年2月	8	5	3	0	公開	公開		0
30	小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会	健康課	小金井市在宅歯科診療事業実施要綱第5条	2年	平成18年4月	8	7	1	0	公開	公開		0

市民参加条例対象の附属機関等一覧

平成17年2月1日現在

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	任期	改選の時期	委員数				会議の公開 公開非公開	会議録の 公開	会議録の 内容	開催回数
						定員	男性	女性	公募 市民				
31	小金井市予防接種健康被害調査委員会	健康課	小金井市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	2年	平成18年4月	6	5	1	0	非公開	非公開		0
32	小金井市児童福祉審議会	子育て支援課	小金井市児童福祉審議会規程	2年	平成17年9月	11	4	7	3	公開	公開		8
33	「のびゆくこどもプラン」小金井推進市民会議	子育て支援課	「のびゆくこどもプラン」小金井推進市民会議設置要綱	1年	平成17年8月	10	3	7	3	公開	公開		10
34	小金井市子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	小金井市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	2年	平成18年3月	10	2	8	2	公開	公開		1
35	小金井市子どもの権利条例策定委員会	児童青少年課	小金井市子どもの権利条例策定委員会設置要綱	2年	平成17年9月	10	7	3	3	公開	公開		7
36	小金井市青少年問題協議会	児童青少年課	小金井市青少年問題協議会条例	2年	平成17年7月	25	18	7	0	公開	公開		1
37	小金井市児童館運営審議会	児童青少年課	小金井市児童館条例第12条	2年	平成17年7月	12	6	6	0	公開	公開		2
38	小金井市青少年の育成環境審議会	児童青少年課	小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例第12条	2年	平成17年3月	10	9	1	0	公開	公開		1
39	小金井市都市計画審議会	計画課	小金井市都市計画審議会条例	2年	平成18年10月	19	16	3	0	公開	公開		2
40	(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会	計画課	(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会設置要綱	H17.3.31まで		10	8	2	3	公開	公開		5
41	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱	3年	平成18年11月	10	9	1	2	公開	公開		0
42	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱の特例に関する要綱	H17.3.31まで		16	14	2	14	公開	公開		3
43	小金井市奨学資金運営委員会	庶務課	小金井市奨学資金支給条例第5条	2年	平成17年5月	8	4	4	0	一部非公開	一部非公開		2
44	小金井市社会教育委員の会議	生涯学習課	小金井市社会教育委員の設置に関する条例	2年	平成17年9月	10	5	5	0	公開	公開		8
45	小金井市青少年委員の会議	生涯学習課	小金井市青少年委員の設置に関する規則	H17.3.31まで		18	8	9	0	公開	公開		2
46	小金井市学校外活動推進協議会	生涯学習課	小金井市学校外活動推進協議会設置要綱	2年	平成17年4月	16	12	4	2	公開	公開		3
47	小金井市文化財専門委員会	生涯学習課	小金井市文化財の保護に関する条例第3条	2年	平成17年9月	10	9	1	0	公開	公開		1
48	小金井市市誌編さん委員会	生涯学習課	小金井市市誌編さん委員会条例	3年	任期なし(随時)	8	7	0	0	公開	公開		1
49	小金井市図書館協議会	図書館	小金井市図書館協議会条例	2年	平成17年11月	10	5	5	0	公開	公開		6
50	公民館運営審議会	公民館	小金井市公民館条例第16条	2年	平成17年9月	10	4	5	0	公開	公開		8
51	公民館企画実行委員	公民館	小金井市公民館条例第21条	2年	平成18年7月	36	19	17	27	公開	公開		10

会議録の内容欄は、施行規則第5条の 全文記録 発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録の別を記載している。

開催回数欄は、平成16年4月1日から平成17年1月27日までの開催回数を記載している。

市民参加条例関係附属機関等について(調査)

1 新設した附属機関等

附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	任期	委嘱月日	委員数				会議の 公開非	会議録 の公開	会議録 の内容
					総数	男性	女性	公募			
市民参加推進会議	企画課	小金井市市民参加条例	2年	平成17年1月27日	12	9	3	6	公開	公開	-
審議内容等	市民参加条例の適正な運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言する。										
(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会	市民文化課	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会 設置要綱	委嘱日～平成 18年3月31日	平成17年1月19日	10	7	3	3	公開	公開	
審議内容等	市に寄附された中村研一記念美術館を(仮称)小金井市立美術館として開館するにあたり、当該施設の管理運営に関する実施計画についての検討を行う。										

市民参加条例関係附属機関等について(調査)

2 改選した附属機関等

附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	任期	委嘱月日	委員数			
					総数	男性	女性	公募
小金井市防災会議	防災交通課	小金井市防災会議条例	2年	平成16年12月1日	21	20	1	0
小金井市交通安全推進協議会	防災交通課	東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例	2年	平成16年5月1日	20	18	2	0
公務災害補償等審査会	職員課	小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	3年	平成16年11月1日	3	3	0	0
小金井市消費生活審議会	経済課	小金井市消費生活条例第18条	2年	平成16年10月29日	7	6	1	2
小金井市国民健康保険運営協議会	保険年金課	小金井市国民健康保険条例第2条	2年	平成17年1月1日	17	12	5	3
小金井市廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条	2年	平成16年7月1日	15	11	4	5
小金井市廃棄物減量等推進員協議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条	2年	平成16年4月1日	90	43	46	0
小金井市民生委員推せん会	福祉推進課	民生委員法第8条	3年	平成16年10月2日	7	5	2	0
「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱	1年	平成16年8月1日	10	3	7	3
小金井市都市計画審議会	計画課	小金井市都市計画審議会条例	2年	平成16年10月1日	19	16	3	0
公民館企画実行委員	公民館	小金井市公民館条例第21条	2年	平成16年7月21日	36	19	17	27

委員数欄は、改選後の内訳を記載している。

市民参加条例関係附属機関等について(調査)

3 公募した附属機関等

附属機関等の名称	担当課	募集した公募委員数	応募者数			採用した者		委嘱月日	公募期間	選考方法
			総数	男性	女性	男性	女性			
市民参加推進会議	企画課	8	12	9	3	4	2	平成17年1月27日	平成16年10月20日～11月10日 平成16年12月5日～12月20日	
(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会	市民文化課	3	10	5	5	2	1	平成17年1月19日	平成16年11月16日～12月5日	
小金井市消費生活審議会	経済課	2	3	1	2	1	1	平成16年10月29日	平成16年8月9日～8月25日	
小金井市国民健康保険運営協議会	保険年金課	1	1	0	1	0	1	平成17年1月1日	平成16年11月20日～12月3日	
小金井市廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	5	5	3	2	3	2	平成16年7月1日	平成16年5月5日～5月25日	
小金井市青少年の育成環境審議会	児童青少年課	3	2	2	0	2	0	平成17年3月31日(予定)	平成16年10月20日～11月10日	

選考方法欄は、施行規則第11条第2項の 論文、作文等による選考 面接選考 書類選考 抽選の別を記載している。

市民参加条例関係附属機関等について(調査)

4 パブリックコメント実施状況

施策の名称	担当課	提示期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表時期	検討結果
				人数	件数		
中心市街地商業等活性化基本計画(案)	経済課	平成16年9月21日 ～10月20日	市内、在住・在勤・在学の方、市内に事務所を有する法人又はその他の団体	2	2	平成16年12月3日	原案どおり
小金井市地域福祉計画(素案)	福祉推進課	平成16年11月15日 ～12月14日	市内、在住・在勤・在学の方、市内に事務所を有する法人又はその他の団体	4	4	平成17年2月末(予定)	原案どおり
小金井市障害者計画(素案)	障害福祉課	平成16年11月5日 ～12月6日	市内、在住・在勤・在学の方、市内に事務所を有する法人又はその他の団体	5	16	平成17年2月5日(予定)	一部修正

検討結果欄は、原案どおり又は修正の別を記載している。